

令和 7 年度税制改正対応に関する

START 運営委員会・タスクフォースでの議論取りまとめ

令和 8 年 4 月 22 日

大阪デジタルエクステンジ株式会社

目次

はじめに	P3
1. 決算・配当支払フローの標準化	P4
2. その他決定事項	P5
おわりに	P6

はじめに

現在、START においては主に不動産を信託財産とする特定受益証券発行信託の受益権を表象するセキュリティトークン（以下、「不動産 ST」という。）が取り扱われており、その制度設計および市場関係者の業務処理は、基本的に不動産 ST を前提として運用されています。しかし、2026 年 4 月施行の税制改正に伴い、不動産 ST の配当支払フローに係る市場関係者の事務処理の見直しが必要となり、その起点となる決算処理やタイミングにも変更が生じることとなりました。

本件については、START 運営委員会および拡大タスクフォース（以下、「TF」という。）において継続的に議論を行ってまいりました。また、国税庁への照会プロセスを経て、収益の分配および元本の払戻しの収益認識日を「支払日」とする実務上の取扱いが整理され、実務およびシステム対応の方向性が整理されました。本取りまとめは、これらの検討・議論の結果を踏まえ、市場関係者が、今後、必要な運用の実装等を速やかに進めるための決定事項を取りまとめたものです。

1. 決算・配当支払フローの標準化

(1) 標準フローの決定方針

今般の税務上の取扱いの明確化に伴い、収益の分配および元本の払戻しの収益認識日を「支払日」として設定することが可能となったため、決算から配当までに最長 2 か月の準備期間を確保することが可能となりました。これにより、監査プロセスおよび配当実務の安定的な運用が可能となります。

【決定事項】

・基本方針：決算から配当まで最長 2 か月の準備期間を確保し、「月末決算・翌々月末配当」等のスケジュールへ引き直すことを標準とします。

・ルール遵守：本運用の適用にあたっては、①計算期末日を起点に、その計算期間に対応する配当の支払のために通常要する期間内（計算期末日の 2 か月後の応当日まで）に配当支払日を置き、信託契約においてこの日に効力が生じる旨を明記すること、②会計監査を通じて利益額の妥当性に関する監査人の高い心証を得ることを前提に、受益者代理人又は受託者により、配当支払日当日において配当支払実施の承認を行うこと、③受益者（投資家）への商品勧誘の際、有価証券届出書・目論見書や商品販売説明資料等の投資家向け書面において、各書面作成者により課税の取扱い（配当所得の収益認識日は配当支払日になること）を明記することが必須となります。

(2) 特定口座対応および実務マイルストーンの設定

特定口座等の税務基準日が「配当日」に一本化されました。これに伴い、口座区分の変更期限や税務上の認識タイミングが整理され、上場株式等と同様の標準的な実務フローへ移行することが可能となりました。

・配当明細の連携期限および承認プロセス期限：受託者から証券会社への配当明細の連携期限は「配当支払日の 4 営業日前の正午」とします。また、配当実施の承認（否決）に係る実務上の期限は原則配当支払日の 5 営業日前までといたしますが、全体のリードタイムを踏まえ、実務運用においては関係者間で適切に調整を行うものといたします。

・事前の「配当有無」の通知フロー廃止：税務計算日と支払日が一致するため、事前のデータ固定や「配当有無」の事前通知フローは不要となります。

2. その他決定事項

(1) 権利確定に伴う売買停止期間の廃止

これまでの権利確定に伴う売買停止期間は、配当支払手続に係る実務対応のために設けられていましたが、決算日と配当日が分離され、両者の間に十分な期間が確保されることとなったため、当該期間の廃止が可能となります。これを受け、信託契約における譲渡制限（売買停止期間）の規定については、受託者の判断に基づき、廃止に向けた手続を進めます。また、売買停止期間の廃止については、STARTのホームページ等を通じて投資家への周知を行います。

(2) 決算日の休日調整

配当支払日と決算日が異なる日程となるため、決算日の休日調整は行わないものといたします。

(3) 用語および計算の統一（標準化）

- ・用語の統一：投資家に元本の払戻しであることが明確に伝わるよう、原則として「元本」を含む表記（「元本払戻金」等）を標準とします。システム制約等により「利益超過分配金」等を用いる場合も許容されますが、可能な限り「元本」等の表記を併記または注記することといたします。
- ・利回りの計算：募集時予想利回り等の表記は、元本の払戻しを含めた「合算表記」を必須とし、可能な限り内訳（利益部分と元本部分）や注記を記載することといたします。

(4) 償還時における各日付の整理

償還時における償還金支払日（最終配当金支払日）と信託終了日の取扱いについては、「同日処理」「別日処理（信託終了日<支払日）」のいずれの方式も法的・実務的に処理可能であることを確認いたしました。なお、同日処理の場合は、支払・権利確定のための計算等が生じることから、譲渡制限がかかります。

(5) 決算期変更等に伴う臨時報告書・ファンドコード対応

決算期や配当時期の変更に伴う EDINET 上の臨時報告書の提出、およびファンドコードの再取得は不要であることを確認いたしました。投資家への周知は、アセットマネージャー各社の Web ページ等での任意開示を起点とし、証券会社からの案内を行う運用といたします。

おわりに

本取りまとめに示された方針は、当局による税制改正の趣旨および現時点での実務環境を十分に踏まえた、実践的なフレームワークです。市場関係者は、今後、合意された標準フロー（月末決算・翌々月末配当等）の実装や、各種契約変更、システム対応を速やかに進めることとなります。また、投資家の利便性向上や市場の更なる発展に向け、関係各社の間で精緻な連携体制を継続的に構築・運用していくことが求められます。これらの取り組みを通じて、ST 市場の円滑な運用と持続的な発展を目指してまいります。